知っておきたい

世界各国の産業用ヘンプ

第42回

マラウイ

アフリカ最貧国の挑戦 ヘンプを“稼げる農作物”に

赤星 栄志 あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院にて産業用ヘンプに関する研究により博士号(環境科学)を取得。99年よりヘンプの可能性と多様性に注目し、日本の大麻草に関する伝統文化復興と麻の研究開発に携わる。現在、日本大学生物資源科学部研究員などに在職。主な著書・編著に『ヘンプ読本』『大麻草解体新書』『大麻という農作物』がある。

マラウイ共和国はアフリカ大陸の南東部にあり、三方をタンザニア、モザンビーク、ザンビアに囲まれた内陸国である（図1）。北海道と九州を合わせた国土面積を有し、人口は1862万人。歴史的に英国の保護領だったことから英語と主要民族のチェワ語が公用語になっている。

労働人口の約80％が農業に従事する農業国だが、そのほとんどが平均0・8haの小規模農家である。主食用のトウモロコシのほか、タバコや紅茶、砂糖、コーヒー等の農産物が全輸出貿易額の8割を占める。ただし、世界銀行によると、直近2019年の一人当たり国民総所得（GNI）は380米ドル（約4万1800円）で、世界194カ国中193位と最も貧しい国のひとつである。

図1：マラウイ共和国の周辺地域



大麻草は違法でも魅力的な換金作物

大麻草がアフリカ大陸にやってきたのは少なくとも1000年前で、その地はマダガスカル島と地中海沿岸と言われている。文献的な証拠は19世紀になってからのものが最も古く、おもに喫煙や植物薬としての利用が載っている。

だが、19世紀といえば、アフリカでヨーロッパ諸国の植民地化が進んだ時代と重なる。大半の植民地政府は、1925年の第二あへん条約でインド大麻草の国際規制が制定される前に大麻草の取り扱いを禁止した。自国でアルコールやタバコといった嗜好品の普及により怠ける人が増加した事実を無視して、植民地の住人が大麻草の嗜好的利用によって怠け、労働生産性の低下を招くと考え、住民を統治する手段として大麻草の利用を禁じたのである。1891年にイギリス保護領となったマラウイでも、1912年にインド大麻草の製剤と輸出入に規制が課せられた。

その後、マラウイがイギリス連邦加盟国として独立を果たしたのは1964年。大麻草の国際規制を強固なものにした1961年麻薬単一条約が制定した後のことである。北米のベトナム反戦運動から発した70年代ヒッピー文化によって世界中に広がった大麻喫煙の風習は、貧しいアフリカ諸国の農民にとって、違法にも関わらず魅力的な換金作物（外貨を稼げる農作物）になっていった。特にマラウイは、品質の良い大麻産地として「マラウイ・ゴールド」という名で知られるようになり、世界で9番目に広大なマラウイ湖の食用魚ティラピア（Chambo）、紅茶（Combe）と並んで、大麻草（Chamba）はマラウイ名物になり、チェワ語表記の頭文字をとって「3C」と呼ばれている。

馴染みのないヘンプ 難航した合法化

マラウイ国内で大麻草と言えば、THC濃度の高いインド大麻（チャンバ）のことで、THC濃度の低いヘンプには全く馴染みがなかった。ヘンプの有用性と可能性に着目したのは、森林保護と雇用創出のためにレモンユーカリ油などの精油事業を2006年から展開していた社会企業家のタニア・クラーク女史だった。チャンバとの違いを説き、人々の誤解を解くことから彼女の活動は始まった。13年にInvegrow社を設立し、政府に働きかけて、15年秋に首都リロングウェにある農業研究サービス局（DARS）の支援の下で、チテッドズ農業研究所の約4haの畑で4年間の試験栽培をすることが認められた（図2）。

まず、輸入した10品種を栽培し、マラウイ基準局が求めたＴＨＣ濃度１・０％以下で健康に害を及ぼさない値であることを確認した。また、栽培試験中に畑をベースにしたワークショップを開催し、ヘンプオイルなどの食品の試作開発、ヘンプの茎を砕いたチップを使ったヘンプハウスづくりなど、さまざまな普及啓発活動を展開した。

さらにタニア女史は、国会議員への働きかけを仲間と共に行ない、16年には議会がヘンプの合法化法案を動議するところまで取り付けた。試験栽培の実績と普及啓発の成果、そして世界的な大麻合法化の波は、マラウイ議会を後押しした。その結果、ＴＨＣ濃度が１・０％を超える医療用大麻の扱いを加えた「大麻法第６号２０２０」が20年２月に可決され、同年５月に発効したのだ。

この大麻法の特徴は、ＴＨＣ１％以下の産業用ヘンプと医療用大麻を同時に法整備したことである。ただし、現地農民の換金作物となっている嗜好用大麻のチャンバは対象外で、違法のままである。ヘンプ栽培には年間で申請料と免許料合わせて27万５０００円が、医療用大麻だと１２１万円がかかる（表１）。前述のとおり、居住者が国内外から１年間に得た所得の合計を意味するＧＮＩが約４万円であることを考えると極めて高額である。日本の一人当たりＧＮＩ４５４万円（世界第28位）に照らすと、ヘンプを栽培するために毎年約３０００万円の免許料がかかる計算になる。つまり、農家単体ではなく、協同組合や外国資本と連携して栽培や加工を手掛ける企業体からの申請を想定した価格設定になっている。

マラウイは栽培に特化し輸出先で原料加工を

民間の動きとしては、ヘンプと医療用大麻のどちらも取り扱う工芸作物協会（ＩＣＡ）が発足した。大麻法で規定された基本的情報に加えて、マラウイ科学技術大学医学部のガマバンダウェ博士による解説動画をＷＥＢサイトで発信している。

さらに国連大学世界開発研究所は、マラウイのヘンプ産業について、国境を越えた事業化の可能性を調査し、20年にレポートを公表した。ヘンプは、同国の輸出産品である葉タバコと比べて、農家が加工せずに出荷できないため、需要と供給の見合う南アフリカと流通チェーンを組むことを提案している。マラウイは栽培に特化し、その原料加工を工業化が進んでいる南アフリカが担うというアイデアである。実際にInvegrow社は、南アフリカのヘンプ企業と組んでヘンプ食品やヘンプ化粧品を販売する取り組みに着手している。また、同レポートでは、作付面積当たりの農家収入の試算を他の換金作物と比較し、ヘンプが〝稼げる農作物〟であることを示した（表２）。同時に、課題として先進国市場に必要な適正農業規範（ＧＡＰ）の取得と、製造および品質管理基準（ＧＭＰ）に準拠した加工施設の整備を挙げている。

21年度から本格的に整備された免許制度のもと、Invegrow社は33haの施設園芸栽培でヘンプ種子オイルとＣＢＤオイルの事業化を進めている。世界的な禁煙の流れで同国の主要な輸出産業である葉タバコ生産が長期的な下落傾向にあるなかで、ヘンプ産業が貧困改善にどこまで貢献できるのか。挑戦はまだ始まったばかりだ。

図２：試験栽培の様子（中央がタニア女史）



出典：マラウイ工芸作物協会
（https://www.ica-malawi.org）

表１：マラウイの大麻法が規定した申請料および免許料（１米ドル＝110円で換算）

1.申請料	
(a)医療用大麻	110,000円
(b)産業用大麻	55,000円
2.免許料	
(a)栽培及び販売	
(i) 医療用大麻	1,100,000円
(ii) 産業用大麻	220,000円
(b)加工	
(i) 医療用大麻	1,100,000円
(ii) 産業用大麻	55,000円
(c)店舗販売	55,000円
(d)卸販売（輸送）	308,000円
(e)大麻由来薬物を管理する病院・クリニック	
(i) 民間病院	55,000円
(ii) 公的病院	22,000円
(f)大麻由来薬物の保管・販売	
(i) 民間病院	22,000円
(ii) 公的病院	11,000円

出典：マラウイ工芸作物協会

表２：換金作物の1ha当たりの農家収入試算

作物名	1ha当たり農家収入
大豆	33,532円
パプリカ	8,426円
唐辛子	56,808円
タバコ（独立生産者）	10,056円
タバコ（契約栽培者）	60,885円
ヘンプ（種子）	97,851円
ヘンプ（CBDオイル）※	815,430円
ヘンプ（繊維）	50,013円

※収益には、人件費を含めて計算されるが、ほとんどのマラウイの小規模農家は無給の家族労働を利用しているため、実際の収益は過小評価されている

出典：国連大学世界開発研究所ワーキングペーパー『Initial considerations for the creation of an inter-regional industrial hemp value chain between Malawi and South Africa』